質　問　回　答

2019 年 10 月 28 日

「(案件名）アジア地域環境社会モニタリング・監理にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））」(公示日：2019 年 10 月 16 日／公示番号：19a00582 ）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	14 頁「３　業務の範囲」	「第３条　業務の目的」は「第２条　業務の目的」、「第５条　実施方針及び留意事項」は「第４条　実施方針及び留意事項」、「第６条業務の内容」は「第５条　業務の内容」、「第７条　成果品等」は「第６条　成果品等」に読み替えて宜しいでしょうか。	該当する 3 項の本文は、以下のとおり訂正させていただきます。「本業務は、主に以下に掲げるフィリピン、ミャンマー、及びインドネシアの円借款案件、海外投融資案件、無償案件（計 26 件程度）を対象として、「２　業務の目的」を達成するため、「４　実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「５　業務の内容」に示す事項の業務を行い、「６　成果品等」に示す報告書を作成する。
2	22 頁　報告書目次案	報告書目次案で「第 2 章ミャンマー」の 2.4 に「社会調査」とありますが、ミャンマーで社会調査（例えば、被影響住民への聞き取り等）の実施を行う想定はございますか。	ミャンマーで社会調査を行う想定はありませんので、P22 目次案の第 2 章　ミャンマーにおいて、「2.4　社会調査」を削除し、以下「2.4　セミナー」「2,5　総括」とします。
3	19 頁	フィリピンに関して、２）現地派遣期間の⑥に「別途モニタリング」という記載がありますが、これは「公示予定情報」の業務内容に記載されていた「(住民移転に関する）外部モニタリング調査」に相当する調査と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通り、外部モニタリング調査に相当する調査の実施を想定しています。
4	現地調査での国内移動	現地調査の必要性から国内線の移動が必要となった際の交通費（航空券代）は別途、貴機構との協議を行う理解で宜しいでしょうか。	現地調査に係る現地の国内移動に係る経費は本見積として計上してください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	P13　「２　業務の目的」	「実施機関等により JICA ガイドラインに沿った適切な対応がとられるよう、実施機関等に対し支援を行う」という表現について、特に具体的に作業内容が明示されていない限り、「支援を行う」という表現は、不足している部分の指摘・改善方法の助言等による支援を行うという意味と理解して良いでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、状況によっては助言にとどまらず、当機構関係部署と連携の下、より具体的に解決策を実施するための支援を行って頂くことも想定しています。
6	P13-14　「２　業務の目的」	既に完工もしくは貸付実行が終わっている案件の場合にも、用地取得等について、過去のモニタリング結果の確認を行うものでしょうか。	完工もしくは貸付実行が終わっている案件に関しても、監理段階の案件については、現時点で環境社会配慮上の懸念点・問題点が確認された場合には、その状況によっては必要に応じて過去のモニタリング結果も確認して頂きながら解決のための助言・支援をして頂くことを想定しています。 また、期間は案件によって異なりますが、多くの場合完工後2～3 年間モニタリング結果を JICA に提出することになっていますので、その期間に該当する場合はモニタリングレポートの取り付け支援を行って頂くことを想定しています。
7	14 頁	フィリピンでは“洪水リスク管理事業（事業実施主体はＤＰＷＨ）が挙げられておりますが、同名のカテゴリーA 案件が複数存在するようです。もしこれらのうち１つをお考えでしたら、地域名もしくは流域名、河川名等を追加して頂けないでしょうか？	ご指摘の通り複数の案件がありますが、想定しているのは「洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川)」です。他の事業については、同一の実施機関が実施している案件であり、環境社会配慮上の課題や問題点等は共通している可能性があり、本調査結果を踏まえたご助言や対応案が他案件にも波及する可能性はあるかと考えています。
8	P24 1) 作業人月	全体約 7.2MM と現地作業と国内作業の合計約 7.26MM との間に若干の差がありますが、後者を参考とすることでよいでしょうか。	後者 7.26MM を参考としてください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
9	P19 ６　成果品	本調査のレポートの公開予定の有無について教示ください。また公開の場合は、公開・非公開版のそれぞれ作成の有無について教示ください。作業工程の参考とさせていただきたいと考えます。	本調査レポートの公開は予定していませんので、非公開版のみ作成をお願いする予定です。
10	P14　P20 ミャンマーの対象案件数について	p.14 では 8 件、p.20 では 9 件（ページ最下段近く）との記載がありますが、前者の 8 件を参考とすることでよいでしょう か。もし 9 件の場合は、p.14 に記載のない案件名を教示ください。	前者の 8 件を参考としてください。P20 の記載は 8 件に訂正します。
11	P16～19 ５　業務の内容	現地派遣期間の予定時期が、インドネシア、ミャンマー、フィリピンの順となっていますが、順番の変更を提案させていただく余地はありますでしょうか？	プロポーザルにおいて理由を付して順番の変更の提案をいただくことは可能です。
12	同上	現地派遣期間において、JICA 審査部からのミッションが合流する予定はありますでしょうか？合流予定の場合、国名、現地での同行期間、目的など差し支えのない範囲で教示いただけませんでしょうか？現地作業工程の参考とさせていただきたいと考えます。	現地派遣期間において、JICA からのミッションが合流する可能性もありますが、現時点で同行する国名、同行期間等の詳細は決定していません。契約締結後、調査団渡航の時期が具体的に決定次第、JICA からのミッションについても検討する予定です。

以　上